

2012年度・勤務実態調査

岐阜県教職員組合連絡会議

■ご記入されましたら、7月 日迄に へご提出ください。

調査期間は2012年6月25日(月)～7月1日(日)の一週間が基本です。事情により前後した場合は日付を訂正してください。

■あてはまる項目へ○印をお願いします。

- 地区名： ① 岐阜 ② 西濃 ③ 中濃 ④ 可茂 ⑤ 東濃西 ⑥ 恵那 ⑦ 飛騨
- 学 校： ① 小学校 ② 中学校 ③ 高校 ④ 特別支援
- 性 別： ① 男 ② 女
- 年 齢： ① 20歳未満 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60歳以上
- 職 種： ① 教諭 ② 養護教諭 ③ 実習教員 ④ 寄宿舍指導員 ⑤ 事務職員 ⑥ 栄養職員
⑦ 図書館司書 ⑧ 現業職員 ⑨ 常勤講師 ⑩ 非常勤講師 ⑪ 校長・教頭等 ⑫ その他

■時間外勤務の仕事内容に近いものを【①～⑮】の中から選び、下の表に記入してください。

- 児童生徒の指導に直接的にかかわる業務 ① 生徒面談、家庭訪問等の生徒指導 ② 部活動 ③ 児童会・生徒会活動
④ 補習等 ⑤ 登校・下校指導
- 児童生徒の指導に間接的にかかわる業務 ⑥ 教材研究、ノート点検、採点・成績処理など
⑦ 学級通信、週案作成、教室整備など
- 学校の運営にかかわる業務及びその他の校務 ⑧ 職員会、学年会等の諸会議 ⑨ 校務分掌、学校行事等の準備・実施
⑩ 報告書作成・会計処理など ⑪ 校内・校外の研修など
⑫ 研究指定・学校訪問等に関わる業務
- 外部対応 ⑬ PTA活動 ⑭ 外部行事への参加 ⑮ ①～⑭以外

■「例」を参考に【時間】【仕事内容】などを記録してください。

月／日	曜日	学校内		休憩時間 勤務中の 休憩時間	家庭	
		勤務時間開始【前】 時間(分)： 仕事内容	勤務時間終了【後】 時間(分)： 仕事内容		持ち帰り仕事 時間(分)： 仕事内容	時間(分)： 仕事内容
例		60分 ③・⑧	70分 ⑤・⑦・⑨	20分	90分 ⑥・⑩	
6月25日	月	分	分	分	分	
6月26日	火	分	分	分	分	
6月27日	水	分	分	分	分	
6月28日	木	分	分	分	分	
6月29日	金	分	分	分	分	
6月30日	土		分	分	分	
7月1日	日		分	分	分	

■調査の週に特別な行事があれば教えてください(行事) ()曜日

■記述欄

○長時間勤務改善のために何をすべきでしょうか。また、削減できると思う業務はありますか

○最近、長時間勤務が改善されたと感じたことがあれば教えてください

今年もご協力をお願いします

2011年度勤務実態調査結果より

●調査期間 2011年9月26日～10月2日
●調査人数 1557名

■時間外勤務の推移(時間)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
学校の時間外	13.4時間	15.5時間	15.8時間	15.2時間	15.6時間
持ち帰り仕事	3.2時間	4.1時間	3.6時間	2.9時間	2.5時間
合計	16.6時間	19.6時間	19.4時間	18.1時間	18.1時間

■時間外の人割割合(%)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
0時間以上	1.26	2.42	4.19	2.04	3.79
1時間以上	7.55	6.36	5.67	6.90	9.89
5時間以上	23.13	17.16	16.25	19.80	20.42
11.25時間以上 健康破壊ライン越え	35.72	29.09	30.62	33.72	30.88
20時間以上 過労死ライン越え	32.34	44.97	43.27	37.55	35.02

抜本的な長時間過密労働の解決の道は…
どの年代でも、校種でも、過労死ラインや健康破壊ラインを超えた教職員が多数です。勤務時間内に終るできない業務量そのものが異常と言えます。会議の精選・短縮、報告書の簡略化などが実施されているようですが、この調査からは、時間外勤務の減少につながっているのかは疑問です。このままでは子ども

もたちにとって、よりよい教育をすすめていくことは困難です。今年度実施される「教職員の多忙化解消アクションプラン」を求められています。また、長時間過密労働を解消し、教職員が子どもたちと向き合う時間を保障するために、教職員的大幅増員をすべきです。健康で働きやすい職場をつくるために、今年もご協力をお願いします。

65%以上が健康破壊ラインを超えている！

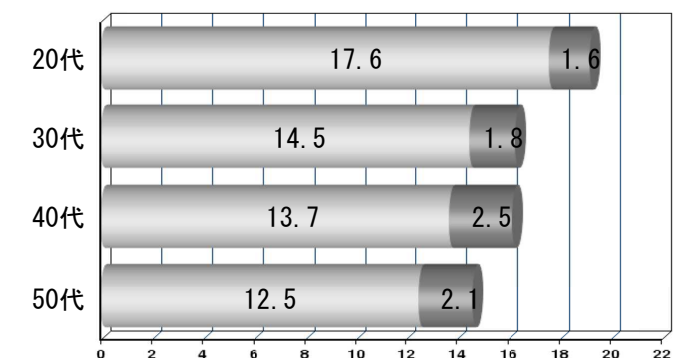
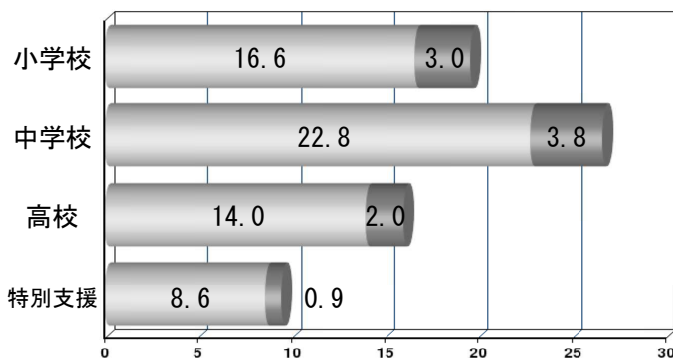
= 1週間の調査結果 =

2011年9月26日～10月2日

時間外の人割割合(%)

時間外の人割割合(%)

■ 学校での時間外 (時間) ■ 持ち帰り仕事 (時間)



■ 時間外20時間以上 (過労死ライン越え)
■ 時間外11.25時間以上 (健康破壊ライン越え)
■ 時間外5時間以上 11.25時間未満
■ 時間外0時間以上 5時間未満

